

交通事故・事件 一件書類作成実務必携 〔第3版〕

～強制捜査事件から
在宅（任意）事件まで～

交通事故・事件捜査実務研究会 編
那須 修

※この書籍は部内用です。
お取り扱いには御注意ください。



立花書房

第3版の推薦のことば

令和6年中の交通事故死者数は前年よりも15人減少し、2,663人となり、2年ぶりの減少となりました。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、次代を担うこどもが犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故が発生しています。令和7年までに24時間死者数を2,000人以下とする第11次交通安全基本計画の達成に向けて、関係機関・団体と連携し、一層取組を強化することが必要となります。

交通死亡事故の一層の抑止を図るため、各階各層と連携しながら、こどもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、自転車の交通ルール遵守の徹底、飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の取締りといった多角的な交通安全対策を、これまで以上に、効果的かつ強力に推進していく必要があります。

その中で、交通事件・事故の捜査能力の更なる向上を図ることも大きな課題です。近年、自動車運転処罰法を厳格に適用し、事案の悪性・危険性に応じた責任追求を求める声が高まっています。悪質・危険な運転を許さず、徹底した捜査によって原因を究明し、厳格に法令を適用するとともに、交通事故・事件の再発防止を図ることが交通捜査に求められています。そのために、個々の捜査員が捜査書類の作成能力を高めることは、交通事件・事故の捜査力を向上させる上で大前提となります。

このたび、警察庁交通局や都道府県警察、さらには国土交通省自動車交通局等における勤務を通じて、制度の立案と実務の両面で交通安全のために尽力し、また警察大学校や関東管区警察学校において交通警察の在り方に関し教鞭をとった那須修さんが全国の交通警察官を対象に発刊されていた本書「交通事故・事件一件書類作成事務必携」が、読者の熱い要望に応え、第3版を発行する運びとなりました。警察庁交通局長である私としても、本書が全国の交通警察官の捜査能力の向上に大きく資するものと期待しています。

本書が、多くの読者に活用され、「世界一安全な道路交通」の実現に大きく寄与することを願ってやみません。

令和7年6月

警察庁交通局長 早川 智之

推薦のことは ～第2版の発刊に寄せて～

令和元年の交通事故死者は3,215人で、昭和23年以降の統計上で最少となり、発生件数及び負傷者数も、それぞれ、38万1,237件、46万1,775人と前年から10%以上減少し、平成16年以降15年連続の減少となりました。

ですが、その一方で、同年中も、多くの尊い命が交通事故によって失われているという事実は、依然として変わっていません。さらに、4月には東京都豊島区で高齢ドライバーによる自動車暴走死傷事故が、5月には滋賀県大津市で保育園児の列に自動車が突っ込む事故が発生し、いずれも10人以上の死傷者が出るなど、悲惨な事故の発生も後を絶ちません。

このような厳しい交通情勢に対処するため、令和元年12月には、運転中のスマホ使用やカーナビ注視等のいわゆる「ながら運転」に対する罰則を強化する改正道路交通法が施行されました。また、現在、「あおり運転」等の悪質・危険な運転を厳しく処罰するための法改正に向けた動きが進められています。

しかしながら、決して忘れてはならないのは、一つひとつの交通事故・事件に対し、厳正的確な捜査を展開していかなければ、せつかくの法改正も、絵に描いた餅に過ぎなくなってしまうということです。

国民生活の安全・安心を脅かす悪質・危険な運転に対し、厳正な対処を望む国民の期待に応えるためには、やはり、交通事故・事件捜査に従事する一人ひとりの警察職員が、その能力を高めていかなければなりません。中でも書類作成能力を磨くことは、ち密な交通事故・事件の捜査のために必要不可欠であるということは、言を俟たないでしょう。

こうした折、著者が、警察庁交通局や警察大学校における交通教養部長等の勤務経験も踏まえ、全国の交通警察の捜査能力の向上に向け発行された本書「交通事故・事件一件書類作成事務必携」が好評の下に第2版を発刊する運びとなったことは、誠に時宜を得たものであり、警察庁交通局長として警察職員の捜査能力の向上を重要な課題とする私としても喜びに堪えません。

本書が広く全国の警友諸君によって熟読され、交通安全を達成し、国民生活の安全・安心を力強く守る一助となることを願ってやみません。

令和2年3月

警察庁交通局長 北村 博文

推薦のことば ～国民を守るために～

今、本書を手にとって、この推薦文を読んでいるあなたに言いたいことがあります。

もし、まだ本書を買っていないのなら、迷わずに買しましょう。

編著者の那須氏が私と警察庁の同期で、かつ大学のクラスメートだったことから義理人情に駆られて言っているのではありません。

なぜ私が本書をあなたに薦めるのか、理由を説明しましょう。

今年の3月、現ポストに着任した日、私は最高検察庁検事の城祐一郎氏から、こんな言葉を聞きました。

「私も、私の周りの人たちも、みんな交通警察官に守ってもらっているんです。すばらしい仕事です。誇りに思っている。」

交通事故・事件捜査に従事する（であろう）あなたもちろん、国民を守るすばらしい仕事に恵まれているわけです。

交通警察では、効果的に事故抑止施策を講じるため交通事故の分析に力を入れていますが、事故分析は一つひとつの事故の真相を明らかにすることが基礎となります。

それを支えるのはあなたです。

事故の責任を明らかにし、危険な運転者を道路交通から適切に排除しつつ反省を促さなければなりません。それを支えるのもあなたです。

事故現場に潜む危険な要因を明らかにし、その改善を図らなければなりません。それを支えるのもあなたです。

真実が知りたい。そう願う被害者や遺族に正面から向き合えるのもあなたです。

これほど多角的に、国民の安全のために貢献できる仕事があるでしょうか。

しかしながら、あなたが「国民を守っている」と自負するために是非とも必要なことがあります。

それは、書類作成能力をはじめ、事故捜査に必要な基礎的な能力をしっかりと身に付けていることです。

それはいわば、国民を守るための基礎体力です。残念ながら、精神力だけで国民を守ることはできません。

本書を手に取り、この推薦文を読んでいるということは、あなたは基礎体力に不安を抱えている可能性が高いと推測できます。

仕事に必要な能力は、周りに助けられながら仕事を続けているうちに、自ずと身に付いていく面がありますが、年間 50 万件もの交通事故を抱える一方で、体制が限られていて若手を指導できる中堅層が薄くなっている交通警察には、残念ながらあなたの自然成長を待つだけの余裕がないかもしれません。

ですから、あなたが国民を守ろうとするなら、まして自分の基礎体力に不安を感じるなら、自分で努力をして基礎体力を身に付ける必要があります。

本書は、あなたの基礎体力を向上させるのに不足のない、充実した内容となっています。那須氏の想いも、たくさん詰まっています。

これが、あなたに本書を買いましょう、とお薦めする理由です。

あなたが本書を存分に活用し、国民を守る交通警察官として、誇り高き警察人生を歩んでいかれることを願ってやみません。

平成 29 年 10 月

警察大学校交通教養部長 村井 紀之

推薦のことば ～簡裁判事、元検事の立場から～

速度違反等の比較的軽微な道路交通法違反から、人の死亡等を伴う重大交通事故に至るまで、交通事件事故は、毎日毎晩、留まることを知らず大量に発生しています。このように、日々大量に発生する交通事件・事故に対応するため、各署に有能な交通警察官の方々が多数配属されていますが、それでも人的・物的な限界があります。特に大都市や地方の主要都市では、経験を積んだベテランの交通警察官の方でさえ、日々の捜査に追われ、時に、次から次へとやってくる忙殺の波に飲み込まれそうになることもあるのではないかと思います。

また、比較的規模の小さな署において、初めて交通捜査を命ぜられた若手又は中堅警察官の方であれば、事件が発生する都度、まず交通捜査において何をすべきか、そしてその結果をいかなる捜査書類にどのように記載していけばよいのか、と孤軍奮闘されているのではないかと思います。

こうした様々な規模の警察組織に属する、様々な立場の交通捜査に従事する警察官の方々に、その交通捜査において、作成されるべき捜査書類の何たるかの指標を示しているのが、まさに本書です。

本書は、交通捜査に当たり、強制捜査をする場合の各種令状請求書や強制捜査及び任意捜査のいずれにも必要な捜査報告書、実況見分調書、供述調書等のありとあらゆる書式を網羅した上、それぞれの書式において具体的な事件を想定して豊富な記載例を多数掲げているだけでなく、それらの記載について、それぞれの記載にはどのような意味があり、また、必要性があるのかということを詳細に解説しているものであり、まさに「交通捜査の実践に即した捜査書類作成のための最良の指南書」であると言えます。

また、編著者は、東京大学法学部を卒業後、平成2年に警察庁へ入庁して以降、同庁交通規制課理事官等の要職を歴任され、警察大学校教授として教鞭をとられるなどしたほか、国交省自動車交通局において総括課長補佐として出向されるなどした経歴を持たれており、あらゆる視点から交通捜査を知り尽くされた方であるということが出来ます。

交通捜査に従事する警察官の方々にとって、本書は、交通捜査の最善の手引きともい
うべきものであり、本書の知識を基に作成された捜査書類は、必ずや

警察内部における決裁官を得心させ、

令状請求を受けた裁判官を納得させ、

送検を受けた検事に分かりやすいものとなり、

公判裁判所によりよい心証を与える

ことになるものと確信しております。

是非とも、多くの交通捜査に従事する警察官の方々に本書を手にとっていただき、こ
れまで以上に、よりよい捜査を遂げ、交通犯罪者の真の反省悔悟と更生、被害者の悲し
みの癒し、そして交通刑事司法における実体的真実発見と適正な刑罰権の発動に寄与し
ていただくことを願って、推薦の言葉に代えさせていただきます。

平成 29 年 11 月

現柏崎簡易裁判所判事
元東京地方検察庁検事

恩 田 剛

凡 例

1 法令番号等（主なもの）

(1) 略称を用いたもの

- ・ 道交法：道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 道交法施行令：道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）
- ・ 道交法施行規則：道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）
- ・ 自動車運転死傷処罰法：自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）
- ・ 保管場所法：自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）
- ・ 刑訴法：刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）
- ・ 28 年刑訴法改正法：刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）
- ・ 刑訴規則：刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）
- ・ 犯捜規：犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）
- ・ 基本書式例：司法警察職員捜査書類基本書式例（平成 12 年 3 月 30 日付け最高検企第 56 号次長検事依命通達「「司法警察職員捜査書類基本書式例」の全部改正について」別冊）
- ・ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）
- ・ 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和 19 年法律第 4 号）
- ・ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

(2) 本文中略称を用いなかったもの

- ・ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ・ 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）

2 判例・判例集・雑誌等

最判（決）：最高裁判所判決（決定）

高 判：高等裁判所判決

地判（決・命）：地方裁判所判決（決定・命令）

支 判：支部判決

簡 判：簡易裁判所判決

刑 集：最高裁判所刑事判例集

民 集：最高裁判所民事判例集

裁集刑：最高裁判所裁判集 刑事

高刑集：高等裁判所刑事判例集

判 特：高等裁判所刑事判決特報

高検速報：高等裁判所刑事裁判（判決）速報

東 時：東京高等裁判所判決時報 刑事

下刑集：下級裁判所刑事裁判例集

刑 月：刑事裁判月報

判 時：判例時報

判 タ：判例タイムズ

判例地自：月刊判例地方自治（ぎょうせい）

裁判所 HP：<https://www.courts.go.jp>

3 書 籍

交通捜査ハンドブック：那須修「当直責任者も必読！ 警察署における交通捜査ハンドブック」（立花書房、2015 年）

交通事故・事件一件書類作成実務必携（第3版）

～強制捜査事件から在宅（任意）事件まで～／目次

第3版の推薦のことば

推薦のことば ～第2版の発刊に寄せて～

推薦のことば ～国民を守るために～

推薦のことば ～簡裁判事、元検事の立場から～

凡 例

第1編 主な捜査関係書類の作成要領等

第1章 一般的注意事項

1 所定の様式によって作成すること	2
2 事実をありのまま記載すること	2
3 文章は分かりやすく、かつ、読みやすく記載すること	2
4 文字の加除訂正は、定められた方法により正しく行うこと	2
5 作成者の署名、押印を正確にすること	3
6 捜査書類の契印	3
7 数字の記入	3
解説 〔過失運転致傷等事件に係る書式の適用範囲〕	4

第2章 人定事項を集約した捜査報告書

1 対象となる事件、者及び捜査書類等	7
2 作成方法、書式等	8
3 その他の捜査書類における被害者等の人定事項の記載の省略	8

第3章 逮捕関係書類

【書類1】	現行犯人逮捕手続書（甲）	13
【書類2】	現行犯人逮捕手続書（乙）	19
【書類3】	逮捕状請求書（甲）	24
【書類4】	通常逮捕手続書（甲）	31
【書類5】	通常逮捕手続書（乙）	33
【書類6】	逮捕状請求書（乙）	36
【書類7】	緊急逮捕手続書	41
【書類8】	弁解録取書	45

第4章 現行犯人逮捕手続書(甲)中「4 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨」欄の記載例

【書類1】	被疑者、被害者が現場にいる	50
【書類2】	被疑者、意識不明の被害者、目撃者が現場にいる	52
【書類3】	意識不明の被害者、目撃者が現場におり、被疑者が携帯電話で電話中	53
【書類4】	被疑者、目撃者は現場にいるが、被害者は病院に収容された	55
【書類5】	目撃者が事故現場で犯人として追呼、第三者が運転する被疑車両 が現場に戻る	57
【書類6】	現場から逃走した犯人を検索中に発見した犯罪の顕著な証拠が ある自動車の運転者（ひき逃げ）	59
【書類7】	検問中誰何されて逃走しようとした（ひき逃げ）	61

第5章 緊急逮捕手続書中「6 被疑者が5の罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由」欄の記載例

【書類1】	目撃者と遺留品から車種を特定した後の車当たり捜査（ひき逃げ）	63
【書類2】	現場遺留品（塗膜片）から車種を特定した後の車当たり捜査（ひき逃げ）	67
【書類3】	ひき逃げ車両を捜索中、被疑車両を発見	70
【書類4】	遺棄された事故車両内にあった免許証の写真と酷似する男	73
【書類5】	死亡ひき逃げ事件の被疑車両の所有者	75
【書類6】	緊急配備により被疑車両を発見（ひき逃げ・否認）	77
【書類7】	死亡ひき逃げ事件の自首	79

第6章 搜索・押収等関係書類

【書類1】	任意提出書	82
【書類2】	領置調書（甲）	85
【書類3】	領置調書（乙）	88
【書類4】	搜索・差押・検証許可状請求書	90
【書類5】	搜索差押調書（甲）	97
【書類6】	搜索差押調書（乙）	100
【書類7】	押収品目録	102
【書類8】	押収品目録交付書	105
【書類9】	所有権放棄書	107
【書類10】	還付請書	110
【書類11】	仮還付請書	112
【書類12】	保管請書	114
【書類13】	搜索証明書	116

第7章 鑑定・身体検査関係書類

【書類1】	鑑定処分許可請求書	119
1	死体の場合	119
2	採血を伴う場合	121
【書類2】	鑑定囑託書	124
1	死体の場合	124
2	採血を伴う場合	125
【書類3】	身体検査令状請求書	127
【書類4】	身体検査調書（甲）	129

第8章 実況見分関係書類

【書類1】 実況見分調書	133
--------------------	-----

第9章 送致（付）関係書類

【書類1】 送致（付）書	144
【書類2】 証拠金品総目録	149
【書類3】 書類目録	151

第10章 特例書式

一般的注意事項	156
【書類1】 送致書・捜査報告書	157
【書類2】 実況見分調書	166
【書類3】 交通事故現場見取図	172
【書類4】 被疑者供述調書	175
【書類5】 被害者供述調書	180
【書類6】 参考人供述調書	183

第11章 簡約特例書式

一般的注意事項	187
【書類1】 送致書・捜査報告書	189
【書類2】 捜査報告書（継続）（被害者一覧表）	193
【書類3】 現場の見分状況書	195
【書類4】 被疑者供述調書	202
【書類5】 被害者供述調書	205
【書類6】 被害者事情聴取捜査報告書（被害者供述調書を作成しない場合）	209
【書類7】 告訴に関する教示書等（自転車事故等）	211

第2編 強制捜査に係る一件書類の例

第1章 無免許危険運転致傷(赤色信号殊更無視)、ひき逃げ(通常逮捕。同乗者が現行犯逮捕)

【書類1】	送 致 書	218
【書類2】	書 類 目 録	221
【書類3】	総括捜査報告書	225
解 説 ①	〔運転免許の有無等に関する照会の必要性〕	231
解 説 ②	〔指紋が検出されなかった場合の捜査方法等〕	232
【書類4】	取扱い状況報告書(事故直後追尾警察官)(謄本)	233
【書類5】	取扱い状況報告書(職質警察官)	237
解 説 ③	〔本件捜査の問題点(身柄確保に失敗した場合の措置)〕	240
【書類6】	実況見分調書(事故現場、車両)	241
【書類7】	実況見分調書(事故現場)	266
【書類8】	実況見分調書(車両)	280
【書類9】	信号現示状況報告書	291
【書類10】	上申書(共犯者「私が知っていること」)	293
【書類11】	供述調書(甲)(共犯者③)(謄本)	294
解 説 ④	〔運転者の特定〕	296
解 説 ⑤	〔写真面割台帳の活用と供述調書①〕	297
解 説 ⑥	〔本件取調べの問題点(被疑者の住居の特定のための更なる追及)〕	298
【書類12】	取調べ状況報告書(共犯者②)(謄本)	299
【書類13】	通常逮捕手続書(甲)	300
【書類14】	弁解録取書	302
【書類15】	供述調書(甲) ①	303
【書類16】	供述調書(甲) ②	308
【書類17】	取調べ状況報告書	310
【書類18】	供述調書(乙)(被害者)	311
【書類19】	診 断 書	315
【書類20】	供述調書(乙)(目撃者)	316
解 説 ⑦	〔写真面割台帳の活用と供述調書②〕	320

「書類21」	電話聴取結果報告書（被疑車両の速度）	321
「書類22」	電話聴取結果報告書（被疑者の住居）	322
「書類23」	総括捜査報告書（共犯者）（謄本）	323
「書類24」	取扱い状況報告書（共犯者逮捕警察官）（謄本）	327
「書類25」	取扱い状況報告書（共犯者身体搜検女性警察官）（謄本）	331
「書類26」	引致遅延報告書（共犯者）（謄本）	333
「書類27」	現行犯人逮捕手続書（甲）（共犯者）（謄本）	334
「書類28」	弁解録取書（共犯者）（謄本）	337
「書類29」	供述調書（甲）（共犯者①）（謄本）	338
「書類30」	供述調書（甲）（共犯者②）（謄本）	340
「書類31」	取調べ状況報告書（共犯者①）（謄本）	343
「書類32」	遺留品発見報告書（謄本）	344
「書類33」	領置調書（乙）（謄本）	345
「書類34」	搜索差押調書（乙）（共犯者）（謄本）	346
「書類35」	証拠品写真撮影報告書（共犯者）（謄本）	348
「書類36」	還付請書（共犯者）（謄本）	349
「書類37」	運転免許の有無等に関する照会結果報告書	350
「書類38」	犯罪歴照会結果報告書	352
「書類39」	捜査関係事項照会書（謄本）	353
「書類40」	逮 捕 状	354
「書類41」	逮捕状請求書（甲）	355
「書類42」	被害者等人定事項等集約報告書	357

第2章 酒酔い運転（現行犯逮捕）

「書類1」	送 致 書	361
解 説	〔酒酔い運転と併合罪の関係にある呼気検査拒否罪の立件の意義〕	363
「書類2」	証拠品金総目録	364
「書類3」	書 類 目 録	365
「書類4」	現行犯人逮捕手続書（甲）	368
「書類5」	道路交通法違反現認報告書	370
「書類6」	飲酒検知拒否取扱い報告書	373
「書類7」	強制採血の必要性に関する捜査報告書	376
「書類8」	弁解録取書	378
「書類9」	供述調書（甲）①	379
「書類10」	供述調書（甲）②	382
「書類11」	供述調書（乙）（飲酒先のママ）	385
「書類12」	身体検査令状請求書	387
「書類13」	身体検査令状	388
「書類14」	鑑定処分許可請求書	389
「書類15」	鑑定処分許可状	390
「書類16」	鑑定囑託書（部外用）（謄本）	391
「書類17」	身体検査調書（甲）	392
「書類18」	鑑定囑託書（部内用）（謄本）	393
「書類19」	捜索差押調書（乙）	394
「書類20」	仮還付請書	395
「書類21」	運転免許の有無等に関する照会結果報告書	396
「書類22」	犯罪歴照会結果報告書	398
「書類23」	身上調査照会書（謄本）	399
「書類24」	被害者等人定事項等集約報告書	400

第3章 呼気検査拒否罪（現行犯逮捕。強制採血関係書類及び被疑者供述調書の作成例等）

（逮捕、搜索差押等関係書類）

【書類1】	現行犯人逮捕手続書（甲）	404
【書類2】	弁解録取書	407
【書類3】	搜索差押調書（乙）	408
【書類4】	酒酔い・酒気帯び鑑識カード	410

（強制採血のための令状請求関係書類）

【書類5】	鑑定処分許可請求書	411
解説①	〔鑑定処分許可状記載の医師の不在に備えた措置〕	413
【書類6】	身体検査令状請求書	414
解説②	〔簡略化された強制採血手続〕	415
解説③	〔呼気検査拒否罪による逮捕後に被疑者が呼気検査に応じる旨申し出た場合の措置〕	416
【書類7】	強制採血の必要性に関する捜査報告書	417
【書類8】	強制採血の鑑定人に関する報告書	419
【書類9】	被害者等人定事項等報告書	420
解説④	〔強制採血のための令状請求時に添付する書類等について〕	421

（血液採取を囑託する書類）

【書類10】	鑑定囑託書（部外用）	422
--------	------------	-----

（強制採血後の作成書類）

【書類11】	身体検査調書（甲）	423
【書類12】	採血実施報告書	424

（採取した血液によるアルコール量の鑑定を囑託する書類）

【書類13】	鑑定囑託書（部内用）	425
--------	------------	-----

（被疑者供述調書）

【書類14】	供述調書（甲）	426
--------	---------	-----

第4章 過失運転致傷、ひき逃げ（通常逮捕。逮捕状請求まで）

【書類1】	逮捕状請求書（甲）	432
【書類2】	総括捜査報告書	435
【書類3】	被害者等人定事項等報告書	438
【書類4】	電話録取書	440
【書類5】	捜査報告書（被害者及び目撃者からの事情聴取結果等について）	441
【書類6】	捜査報告書（被害者の負傷の程度等について）	444
【書類7】	写真撮影報告書（被害者の負傷状況等について）	445
【書類8】	捜査報告書（事故現場における遺留品の領置について）	448
【書類9】	領置調書（乙）	449
【書類10】	捜査報告書（被疑者及び被疑車両の発見について）	450
【書類11】	捜査報告書（被疑者の任意同行を開始するまでの経緯について）	452
【書類12】	捜査報告書（被疑車両の特定について）	455
【書類13】	捜査報告書（被疑車両等の領置について）	460
【書類14】	任意提出書	462
【書類15】	領置調書（甲）	463
【書類16】	請 書	464
【書類17】	捜査報告書（事故現場における被疑者の言動について）	465
【書類18】	捜査報告書（被疑者の特定について）	467
【書類19】	実況見分調書	470
【書類20】	上 申 書	476
【解 説】	〔ひき逃げ事件における被疑者供述調書〕	477
【書類21】	供述調書（乙）（目撃者）	481
【書類22】	IC カード運転免許関係照会電話録取書	486
【書類23】	交通前歴調査表	487

第5章 過失運転致死、ひき逃げ（緊急逮捕。逮捕状請求まで）

【書類1】	逮捕状請求書（乙）	489
【書類2】	緊急逮捕手続書・人定事項報告書	492
解説①	〔通常逮捕と緊急逮捕〕	503
【書類3】	事故発生受理の電話用紙	504
【書類4】	被害者死亡確認報告書・人定事項報告書	505
【書類5】	被害者人定確認報告書・人定事項報告書	507
【書類6】	任意提出書	511
【書類7】	領置調書（甲）	512
【書類8】	現場臨場及び通報者からの聴取結果報告書	513
【書類9】	実況見分調書（事故現場）	516
解説②	〔死亡した被害者の実況見分〕	520
【書類10】	領置調書（乙）	522
【書類11】	供述調書（乙）（目撃者）	524
【書類12】	被疑車両の車種特定及び使用者照会結果報告書	527
【書類13】	被疑車両発見報告書	529
【書類14】	遺留部品突合せ報告書	532
【書類15】	任意提出書	534
【書類16】	領置調書（甲）	535
【書類17】	被疑者の現場案内報告書	536
【書類18】	弁解録取書	539
【書類19】	緊急逮捕報告書	540

第6章 過失運転致死、ひき逃げ（通常逮捕）

【書類1】	送 致 書	548
【書類2】	証拠金品総目録	551
【書類3】	書 類 目 録	552
【書類4】	捜査の端緒（電話通信紙）	555
【書類5】	捜査報告書（パトカー勤務員）	556
【書類6】	被疑者特定等報告書	558
【書類7】	実況見分調書（事故現場）	563
【書類8】	領置調書（乙）	569
【書類9】	実況見分調書（死体・着衣）	570
【解 説】	〔死体・着衣の見分に当たっての留意事項〕	573
【書類10】	鑑定処分許可請求書（死体の解剖）	574
【書類11】	鑑定嘱託書（死体の解剖）（謄本）	576
【書類12】	死体及び所持金品引取書	577
【書類13】	被疑車両発見報告書	578
【書類14】	搜索差押許可状・同請求書	581
【書類15】	搜索差押調書（甲）	584
【書類16】	鑑定処分許可請求書（被疑車両）	586
【書類17】	鑑定嘱託書（被疑車両）（謄本）	588
【書類18】	供述調書（乙）	
1	目 撃 者	589
2	被害者の家族（妻）	592
3	被疑者の家族（妻）	594
4	被疑者の会社の同僚	597
【書類19】	逮捕状（通常逮捕）・逮捕状請求書（甲）	599
【書類20】	通常逮捕手続書（甲）	602
【書類21】	弁解録取書	604
【書類22】	電話による本籍照会	605
【書類23】	犯罪歴照会結果報告書	606
【書類24】	被害者等人定事項等集約報告書（抄）	607
【書類25】	供述調書（甲）	613

第7章 運転免許証不正取得（通常逮捕）

「書類1」	送 致 書	617
「書類2」	証拠金品総目録	621
「書類3」	書 類 目 録	622
「書類4」	捜査報告書	624
「書類5」	逮捕状（通常逮捕）・逮捕状請求書（甲）	638
「書類6」	通常逮捕手続書（甲）	640
「書類7」	搜索差押調書（乙）	642
「書類8」	弁解録取書	644
「書類9」	供述調書（甲）①	645
「書類10」	供述調書（甲）②	647
「書類11」	搜索差押許可状・同請求書	653
「書類12」	搜索差押調書（甲）	655
「書類13」	供述調書（甲）③	657
解 説	〔更なる捜査のポイント〕	659
「書類14」	供述調書（乙）	
1	ガソリンスタンドの所長	660
2	ガソリンスタンドの店員	662
「書類15」	捜査報告書（余罪捜査）	664
「書類16」	供述調書（乙）	
1	被疑者の会社の社長①	665
2	被疑者の会社の社長②	668
3	被疑者の会社の事務員	670
4	被疑者の会社の同僚（運転手）	672
「書類17」	犯罪歴照会結果報告書	674
「書類18」	電話による本籍照会	676
「書類19」	被害者等人定事項等報告書（抄）	677

第3編 任意捜査に係る一件書類の例

第1章 無免許過失運転致傷①

「書類1」	送 致 書	683
解 説 ①	〔犯罪事実について〕	686
「書類2」	書 類 目 録	687
「書類3」	被害者等人定事項等報告書	689
「書類4」	総括捜査報告書	693
解 説 ②	〔本件のモデルとなった事案の捜査管理上の問題点〕	699
解 説 ③	〔被疑車両に同乗者がいる場合の捜査〕	700
解 説 ④	〔運転者の責任追及等:呼気中アルコール濃度の算出方法(ウイドマー ク式計算法等)]	701
「書類5」	飲酒検知状況報告書	708
「書類6」	実況見分調書(事故現場)	712
「書類7」	実況見分調書(車両)	718
解 説 ⑤	〔車両見分実施時の留意点〕	723
「書類8」	引き当たり捜査報告書	724
「書類9」	供述調書(甲) ①	733
「書類10」	供述調書(甲) ②	736
解 説 ⑥	〔本件供述調書(甲) ②の問題点等①(無免許運転関係)]	743
解 説 ⑦	〔本件供述調書(甲) ②の問題点等②(飲酒運転関係)]	748
「書類11」	取調べ状況報告書	752
「書類12」	供述調書(乙)(被害者)	753
「書類13」	診断書(被害者)	756
「書類14」	供述調書(乙)(被疑車両の同乗者)	757
「書類15」	供述調書(乙)(被疑者の元妻)	761
「書類16」	捜査囑託書等	764
「書類17」	運転免許等記録書	766
「書類18」	身上調査照会書(謄本)等	767
「書類19」	前科照会書等	769
コ ラ ム	飲酒運転に対する罰則強化	770

第2章 無免許過失運転致傷②

「書類1」	送致書	772
解説①	〔犯罪事実について〕	774
「書類2」	書類目録	775
「書類3」	送致遅延事由報告書	777
解説②	〔送致遅延について〕	778
「書類4」	総括捜査報告書	781
「書類5」	住所変更確認報告書	784
「書類6」	住所変更報告書	785
「書類7」	取扱い状況報告書	786
「書類8」	実況見分調書（事故現場、車両）	789
「書類9」	引き当たり捜査報告書	800
「書類10」	供述調書（甲）①	803
「書類11」	取調べ状況報告書①	806
「書類12」	供述調書（甲）②	807
解説③	〔本件供述調書（甲）②の問題点（無免許運転の背景等）〕	811
「書類13」	取調べ状況報告書②	812
「書類14」	供述調書（甲）③	813
「書類15」	取調べ状況報告書③	815
「書類16」	供述調書（乙）（第2当事者＝被害者）	816
「書類17」	診断書・電話聴取報告書（第2当事者）	819
「書類18」	供述調書（乙）（第3当事者＝被害者）	821
「書類19」	診断書（第3当事者）	823
「書類20」	供述調書（乙）（第4当事者＝被害者）	824
「書類21」	診断書（第4当事者）	826
「書類22」	領置調書（乙）	827
「書類23」	犯罪歴照会結果報告書	828
「書類24」	身柄請書	829
「書類25」	身上調査照会書（謄本）	830
「書類26」	被害者等人定事項等集約報告書	831

第3章 過失運転致傷、酒気帯び運転

「書類1」	送 致 書	836
「書類2」	書 類 目 録	838
「書類3」	総括捜査報告書	840
解 説 ①	〔本件における危険運転致傷罪の成否について〕	843
解 説 ②	〔参考人への連絡について〕	846
「書類4」	実況見分調書（事故現場、車両）	847
「書類5」	供述調書（甲）①	872
「書類6」	供述調書（甲）②	875
解 説 ③	〔危険運転致死傷罪が成立する場合の被疑者供述調書の記載例〕	879
「書類7」	取調べ状況報告書	882
「書類8」	供述調書（乙）（被害車両の運転者）	883
解 説 ④	〔被追突車の停止理由の聴取について〕	885
「書類9」	診断書（被害車両の運転者）	886
「書類10」	供述調書（乙）（被害車両の同乗者）	887
「書類11」	診断書（被害車両の同乗者）	890
「書類12」	取扱い状況報告書	891
「書類13」	酒酔い・酒気帯び鑑識カード	894
「書類14」	引き当たり捜査報告書	895
「書類15」	運転免許の有無等に関する照会結果報告書	898
「書類16」	IC 免許証照会結果報告書	900
「書類17」	任意提出書	901
「書類18」	領置調書（甲）	902
「書類19」	還 付 請 書	903
「書類20」	身 柄 請 書	904
「書類21」	被害者等人定事項等集約報告書	905

第4章 過失運転致傷（相被疑事件）〔特例書式→基本書式〕

「書類1」	送 致 書	910
解説①	〔犯罪事実について〕	914
「書類2」	書 類 目 録	915
「書類3」	総括捜査報告書	917
「書類4」	書式変更報告書	921
「書類5」	実況見分調書（事故現場、車両）	922
「書類6」	実況見分調書（事故現場）	924
解説②	〔P点について〕	928
解説③	〔相被疑事件（出会頭事故）の場合のそれぞれのP点〕	930
解説④	〔見通しに影響を与える可能性のある障害物等〕	931
「書類7」	被疑者供述調書（第1当事者）	933
「書類8」	供述調書（甲）（第1当事者）	935
「書類9」	取調べ状況報告書（第1当事者）	939
「書類10」	診断書（第1当事者）	940
解説⑤	〔診断書の加療期間について①〕	941
「書類11」	被疑者供述調書（第2当事者）	942
「書類12」	供述調書（甲）（第2当事者）	944
「書類13」	取調べ状況報告書（第2当事者）	948
「書類14」	診断書（第2当事者）	949
解説⑥	〔診断書の加療期間について②〕	950
「書類15」	犯罪歴照会結果報告書（第1当事者）	951
「書類16」	運転免許の有無等に関する照会結果報告書（第1当事者）	952
「書類17」	被害者等人定事項等集約報告書	954

第5章 過失運転致傷（相被疑事件）〔特例書式〕

【書類1】	送 致 書	956
【書類2】	実況見分調書	960
【書類3】	被疑者供述調書（第1当事者）	964
【書類4】	診断書（第1当事者）	966
【書類5】	電話録取書	967
【書類6】	被疑者供述調書（第2当事者）	968
【書類7】	診断書（第2当事者）	970
【書類8】	交通前歴調査表（第1当事者）	971
【書類9】	捜査関係事項照会書（第1当事者）	972

第6章 過失運転致傷（ドア開扉）〔特例書式→基本書式〕

【書類1】	送 致 書	974
解説①	〔適用罪名について〕	976
【書類2】	書 類 目 録	978
【書類3】	総括捜査報告書	979
【書類4】	実況見分調書	982
【書類5】	被疑者供述調書	988
解説②	〔前科前歴、運転免許等に関する照会のタイミング〕	990
【書類6】	供述調書（甲）	991
【書類7】	取調べ状況報告書	994
【書類8】	被害者供述調書（人身事故被害者）	995
【書類9】	診断書（人身事故被害者）	997
【書類10】	被害者供述調書（物損事故被害者）	998
【書類11】	犯罪歴照会結果報告書	999
【書類12】	運転免許の有無等に関する照会結果報告書	1000
【書類13】	被害者等人定事項等集約報告書	1002

第7章 過失運転致傷、無車検・無保険

【書類1】	送 致 書	1005
解 説 ①	〔犯罪事実について〕	1008
解 説 ②	〔無車検車、無保険車の捜査に関する法令について〕	1009
【書類2】	書 類 目 録	1015
解 説 ③	〔送致遅延等について〕	1017
【書類3】	総括捜査報告書	1019
【書類4】	交通人身事故取扱い状況報告書	1022
【書類5】	実況見分調書（事故現場、車両）	1025
解 説 ④	〔事故現場における見通しの捜査〕	1044
【書類6】	実況見分調書（車両）	1045
【書類7】	信号機現示状況捜査報告書	1061
【書類8】	写真撮影報告書（タームス画像）	1062
【書類9】	上申書（被疑者・事故当日）	1065
【書類10】	取調べ状況報告書①	1066
【書類11】	供述調書（甲）①	1067
【書類12】	供述調書（甲）②	1070
【書類13】	供述調書（甲）③	1076
【書類14】	取調べ状況報告書②及び訂正報告書	1080
【書類15】	供述調書（乙）（被害者）	1082
【書類16】	診断書（被害者）	1085
【書類17】	捜査報告書	1086
【書類18】	任意提出書	1087
【書類19】	領置調書（甲）	1088
【書類20】	還 付 請 書	1089
【書類21】	捜査関係事項照会書（謄本）	1090
【書類22】	自動車損害賠償責任保険に関する捜査報告書	1091
【書類23】	犯罪歴照会結果報告書	1093
【書類24】	運転免許の有無等に関する照会結果報告書	1094
【書類25】	身 柄 請 書	1096
【書類26】	被害者等人定事項等報告書	1097

第8章 危険運転致傷（赤色信号殊更無視）

「書類1」	送 致 書	1100
「書類2」	書 類 目 録	1103
解 説 ①	〔送致遅延について〕	1105
「書類3」	総括捜査報告書	1106
「書類4」	取扱い状況報告書	1108
「書類5」	実況見分調書（事故現場、車両）	1111
「書類6」	実況見分調書（車両）	1138
「書類7」	信号現示状況報告書	1162
「書類8」	上申書（被疑者・事故当日）	1164
「書類9」	取調べ状況報告書①	1165
「書類10」	供述調書（甲）①	1166
「書類11」	供述調書（甲）②	1170
「書類12」	取調べ状況報告書②	1175
「書類13」	供述調書訂正報告書	1176
「書類14」	供述調書（乙）（被害車両の運転者）	1177
「書類15」	診断書（被害車両の運転者）	1180
「書類16」	供述調書（乙）（被害車両の同乗者）	1181
「書類17」	診断書・電話聴取報告書（被害車両の同乗者）	1184
「書類18」	供述調書（乙）（被疑者の元勤務先営業所の運行管理者）	1186
解 説 ②	〔ドライブレコーダー捜査の必要性等〕	1196
「書類19」	事故映像再生・印画報告書	1197
「書類20」	被疑車両速度特定結果報告書	1199
「書類21」	任意提出書	1202
「書類22」	領置調書（甲）	1203
「書類23」	還 付 請 書	1204
「書類24」	身 柄 請 書	1205
解 説 ③	〔被疑者の勤務先会社との関係〕	1206
「書類25」	犯罪歴照会結果報告書	1207
「書類26」	運転免許の有無等に関する照会結果報告書	1208
「書類27」	捜査関係事項照会書（謄本）	1210
「書類28」	被疑者住居地特定報告書	1211
「書類29」	被害者等人定事項等集約報告書	1213

第9章 危険運転致傷（一定の病気等）、過失運転致傷、ひき逃げ

【書類1】	送 致 書	1219
【書類2】	書 類 目 録	1223
【書類3】	総括捜査報告書	1229
解 説 ①	〔送致遅延について〕	1232
【書類4】	罪名変更報告書	1233
【書類5】	捜査報告書（被疑者の送致罪名について・再変更後）	1235
【書類6】	捜査報告書（被疑者の特定について）	1242
【書類7】	取扱い状況報告書（自ら隊・第一事故現場）	1245
【書類8】	取扱い状況報告書（交番勤務員・第一事故現場）	1248
【書類9】	取扱い状況報告書（署パト勤務員・第二事故現場）	1251
【書類10】	実況見分調書（第一事故現場、被害自転車）	1254
【書類11】	実況見分調書（第二事故現場、被疑車両・被害車両）	1270
解 説 ②	〔事故現場に係る実況見分調書作成に至るまでの注意点〕	1284
解 説 ③	〔現場見取図の縮尺〕	1285
【書類12】	実況見分調書（被疑車両・第二事故被害車両）	1288
【書類13】	捜査報告書（被疑者の動向について）	1299
【書類14】	酒酔い・酒気帯び鑑識カード	1301
解 説 ④	〔被疑運転者が興奮状態で会話ができない場合の扱い＝強制捜査の必要性等〕	1302
【書類15】	上申書（被疑者・事故当日）	1303
【書類16】	取調べ状況報告書	1304
【書類17】	供述調書（甲）①	1305
【書類18】	供述調書（甲）②	1309
【書類19】	供述調書（甲）③	1315
解 説 ⑤	〔免許申請・更新時の質問票と運転適性相談〕	1321
【書類20】	供述調書（甲）④	1322
【書類21】	供述調書（甲）⑤	1328
【書類22】	供述調書（甲）⑥	1336
【書類23】	供述調書（甲）⑦	1339

「書類24」	供述調書（甲）⑧	1342
「書類25」	供述調書（乙）（第一事件被害者）	1346
「書類26」	診断書（第一事件被害者）	1349
「書類27」	供述調書（乙）（第二事件被害者）①	1350
「書類28」	供述調書（乙）（第二事件被害者）②	1353
「書類29」	診断書（第二事件被害者）	1356
「書類30」	供述調書（乙）（目撃者）	1357
「書類31」	供述調書（乙）（被疑者の妻）	1360
「書類32」	供述調書（乙）（被疑者の担当医師）	1366
解説⑥	〔本件捜査のポイント〕	1370
「書類33」	写真撮影報告書（事故当日の朝食を再現したもの）	1372
「書類34」	捜査報告書（事故当日の朝食のカロリー）	1375
解説⑦	〔本件捜査のポイント（補足）〕	1378
「書類35」	写真撮影報告書（被疑車両内の常備食料）	1379
「書類36」	資料入手報告書（インスリン製剤等一覧表）	1382
「書類37」	資料入手報告書（インスリン製剤の説明書）	1384
解説⑧	〔被疑者が使用している薬について〕	1386
「書類38」	捜査関係事項照会書（謄本）①	1387
「書類39」	捜査関係事項照会書（謄本）②	1388
「書類40」	捜査関係事項照会書（謄本）③	1389
「書類41」	資料入手報告書（被疑者の救急患者記録）	1390
「書類42」	人定事項等報告書	1391

第4編 飲酒運転周辺者三罪及び偽装交通事故による保険金詐欺に係る関係書類の例

第1章 飲酒運転周辺者三罪に係る被疑者供述調書等

【書類1】	酒気帯び運転に係る車両等提供罪・同乗罪の被疑者供述調書	1399
解 説	〔本件被疑者供述調書の問題点等〕	1402
【書類2】	酒気帯び運転に係る酒類提供罪の被疑者供述調書	1403
【書類3】	酒気帯び運転に係る同乗罪の被疑者供述調書	1406
【書類4】	酒気帯び運転及び同乗罪事件の捜査報告書	1411

第2章 偽装交通事故による保険金詐欺事件関係書類（抄）

【書類1】	総括捜査報告書	1417
【書類2】	被疑者の保険加入状況捜査報告書	1426
【書類3】	被害届	1430
【書類4】	捜査関係事項照会書	1432
【書類5】	供述調書（乙）	
1	保険会社責任者	1434
2	保険会社担当者	1442
基礎知識①	〔被害者・参考人等の取調べ要領〕	1447
【書類6】	逮捕状請求書（甲）	1452
【書類7】	搜索差押許可状請求書	1454
【書類8】	搜索差押調書（甲）	1456
基礎知識②	〔搜索上の留意事項〕	1459
【書類9】	供述調書（甲）	1462
基礎知識③	〔被疑者の取調べ要領〕	1470

第5編 自転車事故に係る一件書類の例

第1章 自転車対自転車の事故（交通整理の行われていない交差点）

基礎知識①	〔自転車事故の適用罪名等〕	1482
基礎知識②	〔自転車の各部の名称〕	1485
コラム①	色々な自転車のブレーキ	1487
コラム②	「自転車安全利用五則」とは	1488
コラム③	令和6年の自転車に関する道路交通法の改正	1489
「書類1」	左折自転車による一時停止標識看過〔基本書式〕	1490
●送致書		1490
●書類目録		1493
解説①	〔本件被疑者供述調書の問題点〕	1495
〈参考〉	検察官作成被疑者供述調書	1496
●交通事故現場見取図		1498
解説②	〔被害者立会いの実況見分の必要性①〕	1500
「書類2」	直進自転車による一時停止標識無視〔簡約特例書式〕	1502
●送致書・捜査報告書		1502
●現場の見分状況書		1503
●交通事故現場見取図（原図）		1504
●被疑者供述調書		1506
解説	〔本件被疑者供述調書の問題点〕	1507
●被害者供述調書		1508
「書類3」	直進自転車による一時停止標識無視〔簡約特例書式〕	1509
●送致書・捜査報告書		1509
●交通事故現場見取図（原図）		1510
●被疑者供述調書		1512
●被害者供述調書		1513
「書類4」	右折自転車による一時停止標識無視・動静不注視〔特例書式〕	1514
●送致書・捜査報告書		1514
●実況見分調書		1516

● 交通事故現場見取図	1518
● 被疑者供述調書	1520
解 説 〔本件被疑者供述調書の問題点〕	1522
● 被害者供述調書	1523
コラム④ 自転車運転時の注意事項	1525
【書類5】 右折自転車による一時停止標識無視〔特例書式〕	1526
● 送致書・捜査報告書	1526
● 実況見分調書	1528
● 交通事故現場見取図	1530
解 説 ① 〔被害者立会いの実況見分の必要性②〕	1532
解 説 ② 〔出会頭事故の場合の特例書式の実況見分調書における「見とおしの距離」〕	1533
● 被疑者供述調書	1534
【書類6】 左折自転車による一時停止標識看過〔特例書式〕	1536
● 送致書・捜査報告書	1536
● 実況見分調書	1538
● 交通事故現場見取図	1540
● 被疑者供述調書	1542
解 説 〔本件被疑者供述調書の問題点等〕	1544
● 被害者供述調書	1545

第2章 自転車対歩行者の事故

基礎知識 〔自転車の通行場所〕	1548
コラム⑤ 歩行者の保護	1550
【書類1】 横断歩道上における事故（赤色信号看過）〔簡約特例書式〕	1551
● 送致書・捜査報告書	1551
● 交通事故現場見取図（原図）	1552
● 被疑者供述調書	1554
解 説 〔本件被疑者供述調書の問題点〕	1555
● 被害者供述調書	1556
【書類2】 歩道上における事故（動静不注視・側方間隔不保持）〔簡約特例書式〕	1557
● 送致書・捜査報告書	1557

● 交通事故現場見取図（原図）	1558
● 被疑者供述調書	1560
解説 〔本件被疑者供述調書の問題点〕	1561
〈参考〉 検察官作成被疑者供述調書	1562
【書類3】 左折自転車による交差点における事故（赤色信号無視）（特例書式）	1564
● 送致書・捜査報告書	1564
● 捜査報告書	1566
解説① 〔適用書式について〕	1567
● 実況見分調書	1568
● 交通事故現場見取図	1570
解説② 〔本件交通事故現場見取図等の問題点〕	1572
● 被疑者供述調書	1573
● 被害者供述調書〔簡約特例書式〕	1575
● 捜査報告書	1576
コラム⑥ 自転車運転者に高額な賠償責任が認められた事案	1578

第3章 その他の事故

【書類1】 自動二輪車対自転車の相被疑事件〔簡約特例書式〕	1580
● 送致書・捜査報告書	1580
● 送致書・捜査報告書	1581
● 交通事故現場見取図（原図）	1582
解説 〔実況見分の実施日について〕	1584
● 被疑者供述調書	1585
● 被疑者供述調書	1586
コラム⑦ 「自転車運転者講習」とは	1587
【書類2】 自転車と衝突して転倒した自転車運転者に自動二輪車が衝突（特例書式）	1588
● 送致書・捜査報告書	1588
● 送致書・捜査報告書	1590
● 交通事故現場見取図	1592
解説 〔本件交通事故現場見取図の問題点〕	1594
〈参考〉 検察官作成被疑者供述調書	1595

第6編 犯罪事実の記載例

第1章 過失運転致死傷罪の犯罪事実に係る基本記載項目とその内容

〔解 説〕	〔犯罪事実における被疑車両（乗用車）の記載方法について〕	1603
第1節	交差点（の横断歩道）における信号無視・看過による事故	
「書類1」	赤信号無視による対自動車事故	1606
「書類2」	黄信号無視による対自転車事故	1607
「書類3」	赤信号看過による対歩行者事故	1608
「書類4」	黄信号看過による対自転車事故	1609
第2節	交通整理の行われている交差点における対自動車事故（信号無視・看過によるものを除く。）	
「書類1」	右直事故	1610
「書類2」	ブラインド型右直事故（サンキュー事故）	1611
「書類3」	左折巻込み事故	1612
第3節	交通整理の行われていない交差点における対自動車事故	
「書類1」	一時停止標識無視による事故	1613
「書類2」	一時停止標識看過による事故	1614
「書類3」	一時停止後の安全不確認による事故	1615
「書類4」	一時停止後の車両の動静不注視による事故	1616
「書類5」	一時停止標識のない交差点における事故	1617
第4節	追突事故	
「書類1」	停止車両への追突事故	1618
「書類2」	先行車に追従中の追突事故	1619
「書類3」	車間距離不保持による追突事故	1620
第5節	転回時の事故	
「書類1」	転回時の事故	1621
第6節	交差点の横断歩道等における対自転車・歩行者事故（信号無視・看過によるものを除く。）	
「書類1」	交通整理の行われていない交差点入口（直進方向出口）の自転車 横断帯における対自転車事故	1622
「書類2」	右折（左折）方向出口の横断歩道における対歩行者事故	1623
第7節	交差点以外の場所の横断歩道における対自転車・歩行者事故	

【書類1】	信号機の設置されている横断歩道における対自転車事故	1624
【書類2】	信号機の設置されていない横断歩道における対歩行者事故	1625
第8節 横断歩道以外の場所における対歩行者事故		
【書類1】	進路前方の歩行者との事故	1626

第2章 危険運転致死傷罪及びアルコール等影響発覚免脱罪に係る犯罪事実の記載例

基礎知識①	〔罪数（道交法違反との関係）〕	1628
基礎知識②	〔無免許運転による刑の加重の程度〕	1629

第1節 自動車運転死傷処罰法2条に定める危険運転致死傷罪

【書類1】	アルコールの影響による事故	1630
【書類2】	薬物の影響による事故	1631
【書類3】	制御困難な高速度による事故	1632
【書類4】	技能未熟運転による事故	1633
【書類5】	妨害目的による事故（危険な速度で割り込み等）	1634
【書類6】	妨害目的による事故（走行車両の前方で停止等）	1635
【書類7】	妨害目的による事故（高速道路上）	1636
【書類8】	赤色信号殊更無視による事故	1637
【書類9】	赤色信号殊更無視による事故（酒気帯び）	1638
【書類10】	通行禁止道路進行による事故	1639

第2節 自動車運転死傷処罰法3条に定める危険運転致死傷罪

【書類1】	アルコールの影響による事故	1640
【書類2】	薬物の影響による事故	1641
【書類3】	一定の病気の影響による事故	1642

第3節 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪

【書類1】	重ね飲み行為	1643
【書類2】	立ち去り行為	1644

第4節 無免許運転による刑の加重

【書類1】	自動車運転死傷処罰法2条に定める危険運転致死傷罪（制御困難な高速度による事故）、不救護・不申告	1645
【書類2】	過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（重ね飲み行為）	1646

第3章 飲酒運転周辺者三罪等及び無免許運転周辺者二罪に係る犯罪事実の記載例

第1節 飲酒運転周辺者三罪等

【基礎知識】	〔飲酒運転周辺者三罪と飲酒運転教唆罪・幫助罪〕	1648
【書類1】	車両等提供罪（酒酔い運転・酒気帯び運転）	1652
【書類2】	酒類提供罪（酒気帯び運転・酒酔い運転）	1653
【書類3】	同乗罪（酒気帯び運転）	1654
【書類4】	同乗罪（酒酔い状態を認識していなかった場合）	1655
【書類5】	同乗罪（酒酔い状態を認識していた場合）	1656
【書類6】	運転指示による飲酒運転教唆罪	1657
【書類7】	申し出を受けた車両等提供罪（酒酔い運転。所在が明らかな自動車 の鍵の貸与）	1658
【書類8】	運転申し出の承諾による酒酔い運転幫助罪	1659
【書類9】	車両等の提供による酒気帯び運転幫助罪	1660
【書類10】	道順教示による酒酔い運転幫助罪	1661
【書類11】	酒臭防止剤の提供による酒気帯び運転幫助罪	1662

第2節 無免許運転周辺者二罪

【基礎知識】	〔無免許運転周辺者二罪と無免許運転教唆罪・幫助罪〕	1663
【書類1】	自動車等提供罪	1666
【書類2】	同乗罪	1667
【書類3】	運転交替による無免許運転教唆罪	1668

第4章 偽装交通事故等による保険金詐欺事件に係る犯罪事実の記載例

【書類1】	故意に交通事故を起こして保険金を詐取	1670
【書類2】	複数の保険契約を締結した上で、故意に交通事故を起こして保 険金を詐取	1672
【書類3】	故意に交通事故を起こして軽傷で入院し、入院給付金を詐取	1674
【書類4】	故意に交通事故を起こした保険金詐取未遂	1675
【書類5】	けんかによる受傷を交通事故（架空）によるものと装って保険金を詐取	1676
【書類6】	交通事故後、虚偽（架空）の施術証明書によって保険金を詐取	1677

【書類7】	故意の自傷を交通事故（偽装）によるものと装って保険金を詐取	1678
【書類8】	交通事故による負傷を奇貨として、無資格で休業損害金を詐取	1679
【書類9】	交通事故による負傷を奇貨として、無資格で休業損害金を詐取（共謀）	1681
【書類10】	落下物により車が破損したと偽って保険金を詐取	1682

第5章 自転車事故事件に係る犯罪事実の記載例

第1節 重過失傷害罪

【書類1】	赤色信号無視による事故	1685
【書類2】	赤色信号無視・動静不注視による事故	1686
【書類3】	赤色信号看過による事故	1687
【書類4】	一時停止標識無視による事故	1688
【書類5】	無灯火による事故	1688
【書類6】	前方不注視による事故	1689
【書類7】	動静不注視による事故	1689

第2節 過失傷害罪

【書類1】	動静不注視による事故	1690
【書類2】	脇見による事故	1691
【書類3】	車間距離不保持による事故	1691
【書類4】	合図不履行・側方間隔不保持による事故	1692
【書類5】	不徐行による事故	1692
【書類6】	進路変更不適による事故	1693
【書類7】	黄色信号看過による事故	1693
【書類8】	一時停止標識無視による事故	1694

第3節 その他

【書類1】	自転車によるひき逃げ（不救護・不申告）	1695
-------	---------------------	------

おわりに（第3版の発刊に当たって）	1697
おわりに（第2版の発刊に当たって）	1699
おわりに	1701

第 1 編

主な捜査関係書類の作成要領等

- 第 1 章 一般的注意事項
- 第 2 章 人定事項を集約した捜査報告書
- 第 3 章 逮捕関係書類
- 第 4 章 現行犯人逮捕手続書(甲)中「4 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨」欄の記載例
- 第 5 章 緊急逮捕手続書中「6 被疑者が5の罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由」欄の記載例
- 第 6 章 搜索・押収等関係書類
- 第 7 章 鑑定・身体検査関係書類
- 第 8 章 実況見分関係書類
- 第 9 章 送致(付)関係書類
- 第 10 章 特 例 書 式
- 第 11 章 簡約特例書式

第1章 一般的注意事項

捜査関係書類の作成に当たっての注意事項としては、以下のようなものが挙げられる。

1 所定の様式によって作成すること

基準に従って定められた書式、様式を使用する（書式については4～6頁参照）。

なお、パソコン等を使用する場合でも所定の様式によって作成する必要があるので、様式そのものから組み立てる場合には、特に注意する。

2 事実をありのまま記載すること

書類の作成に当たっては、事実をありのまま記載し、修飾、誇張を避ける。

3 文章は分かりやすく、かつ、読みやすく記載すること

氏名、地名等で一般的な読み方をしないものについては、振り仮名を付ける。

4 文字の加除訂正は、定められた方法により正しく行うこと

(1) 文字を加えた場合は、その箇所及び範囲を挿入記号により明らかにし、行の上側に加えるべき文字を記載して、押印する。

なお、欄外等に「加○字」と記載することは要しない。

(2) 文字を削った場合は、削った文字の範囲を括弧で囲むことによって明らかにして、当該削った文字に横線2本を引いて押印する。

削った文字は、読むことができるように字体を残さなければならない。

なお、欄外等に「削○字」と記載することは要しない。

第 2 編

強制捜査に係る一件書類の例

第 1 章 無免許危険運転致傷（赤色信号殊更無視）、ひき逃げ（通常逮捕。同乗者が現行犯逮捕）

第 2 章 酒酔い運転（現行犯逮捕）

第 3 章 呼気検査拒否罪（現行犯逮捕。強制採血関係書類及び被疑者供述調書の作成例等）

第 4 章 過失運転致傷、ひき逃げ（通常逮捕。逮捕状請求まで）

第 5 章 過失運転致死、ひき逃げ（緊急逮捕。逮捕状請求まで）

第 6 章 過失運転致死、ひき逃げ（通常逮捕）

第 7 章 運転免許証不正取得（通常逮捕）

第1章

無免許危険運転致傷（赤色信号殊更無視）、ひき逃げ（通常逮捕。同乗者が現行犯逮捕）

書類一覧

「書類1」送 致 書

「書類2」書 類 目 録

「書類3」総括捜査報告書

解 説 ① 〔運転免許の有無等に関する照会の必要性〕

解 説 ② 〔指紋が検出されなかった場合の捜査方法等〕

「書類4」取扱い状況報告書（事故直後追尾警察官）（謄本）

「書類5」取扱い状況報告書（職質警察官）

解 説 ③ 〔本件捜査の問題点（身柄確保に失敗した場合の措置）〕

「書類6」実況見分調書（事故現場、車両）

「書類7」実況見分調書（事故現場）

「書類8」実況見分調書（車両）

「書類9」信号現示状況報告書

「書類10」上申書（共犯者「私が知っていること」）

「書類11」供述調書（甲）（共犯者③）（謄本）

解 説 ④ 〔運転者の特定〕

解 説 ⑤ 〔写真面割台帳の活用と供述調書①〕

解 説 ⑥ 〔本件取調べの問題点（被疑者の住居の特定のための更なる追及）〕

「書類12」取調べ状況報告書（共犯者②）（謄本）

「書類13」通常逮捕手続書（甲）

「書類14」弁解録取書

「書類15」供述調書（甲）①

「書類16」供述調書（甲）②

「書類17」取調べ状況報告書

「書類18」供述調書（乙）（被害者）

「書類19」診 断 書

第 3 編

任意捜査に係る一件書類の例

- 第 1 章 無免許過失運転致傷①
- 第 2 章 無免許過失運転致傷②
- 第 3 章 過失運転致傷、酒気帯び運転
- 第 4 章 過失運転致傷（相被疑事件）〔特例書式
→基本書式〕
- 第 5 章 過失運転致傷（相被疑事件）〔特例書式〕
- 第 6 章 過失運転致傷（ドア開扉）〔特例書式→
基本書式〕
- 第 7 章 過失運転致傷、無車検・無保険
- 第 8 章 危険運転致傷（赤色信号殊更無視）
- 第 9 章 危険運転致傷（一定の病気等）、過失運
転致傷、ひき逃げ

第1章

無免許過失運転致傷①

書類一覧

「書類1」 送致書

解説① 〔犯罪事実について〕

「書類2」 書類目録

「書類3」 被害者等人定事項等報告書

「書類4」 総括捜査報告書

解説② 〔本件のモデルとなった事案の捜査管理上の問題点〕

解説③ 〔被疑車両に同乗者がいる場合の捜査〕

解説④ 〔運転者の責任追及等：呼気中アルコール濃度の算出方法（ウィドマーク式計算法等）〕

「書類5」 飲酒検知状況報告書

「書類6」 実況見分調書（事故現場）

「書類7」 実況見分調書（車両）

解説⑤ 〔車両見分実施時の留意点〕

「書類8」 引き当たり捜査報告書

「書類9」 供述調書（甲）①

「書類10」 供述調書（甲）②

解説⑥ 〔本件供述調書（甲）②の問題点等①（無免許運転関係）〕

解説⑦ 〔本件供述調書（甲）②の問題点等②（飲酒運転関係）〕

「書類11」 取調べ状況報告書

「書類12」 供述調書（乙）（被害者）

「書類13」 診断書（被害者）

「書類14」 供述調書（乙）（被疑車両の同乗者）

「書類15」 供述調書（乙）（被疑者の元妻）

「書類16」 捜査嘱託書等

「書類17」 運転免許等記録書

「書類18」 身上調査照会書（謄本）等

「書類19」 前科照会書等

コラム 飲酒運転に対する罰則強化

第 4 編

飲酒運転周辺者三罪及び偽装交通事故 による保険金詐欺に係る関係書類の例

第 1 章 飲酒運転周辺者三罪に係る被疑者供述調
書等

第 2 章 偽装交通事故による保険金詐欺事件関係
書類（抄）

第 1 章

飲酒運転周辺者三罪に係る被疑者供述調書等

書類一覧

「書類 1」 酒気帯び運転に係る車両等提供罪・同乗罪の被疑者供述調書

【解説】〔本件被疑者供述調書の問題点等〕

「書類 2」 酒気帯び運転に係る酒類提供罪の被疑者供述調書

「書類 3」 酒気帯び運転に係る同乗罪の被疑者供述調書

「書類 4」 酒気帯び運転及び同乗罪事件の捜査報告書

第 5 編

自転車事故に係る一件書類の例

- 第 1 章 自転車対自転車の事故（交通整理の行われていない交差点）
- 第 2 章 自転車対歩行者の事故
- 第 3 章 その他の事故

第1章

自転車対自転車の事故（交通整理の
行われていない交差点）

書類一覧

【基礎知識①】〔自転車事故の適用罪名等〕

【基礎知識②】〔自転車の各部の名称〕

【コラム①】 色々な自転車のブレーキ

【コラム②】 「自転車安全利用五則」とは

【コラム③】 令和6年の自転車に関する道路交通法の改正

「書類1」左折自転車による一時停止標識看過〔基本書式〕

- 送致書
- 書類目録

【解説①】〔本件被疑者供述調書の問題点〕

〈参考〉検察官作成被疑者供述調書

- 交通事故現場見取図

【解説②】〔被害者立会いの実況見分の必要性①〕

「書類2」直進自転車による一時停止標識無視〔簡約特例書式〕

- 送致書・捜査報告書
- 現場の見分状況書
- 交通事故現場見取図（原図）
- 被疑者供述調書

【解説】〔本件被疑者供述調書の問題点〕

- 被害者供述調書

「書類3」直進自転車による一時停止標識無視〔簡約特例書式〕

- 送致書・捜査報告書
- 交通事故現場見取図（原図）
- 被疑者供述調書
- 被害者供述調書

「書類4」右折自転車による一時停止標識無視・動静不注視〔特例書式〕

- 送致書・捜査報告書

第 6 編

犯罪事実の記載例

- 第 1 章 過失運転致死傷罪の犯罪事実に係る基本
記載項目とその内容
- 第 2 章 危険運転致死傷罪及びアルコール等影響
発覚免脱罪に係る犯罪事実の記載例
- 第 3 章 飲酒運転周辺者三罪等及び無免許運転周
辺者二罪に係る犯罪事実の記載例
- 第 4 章 偽装交通事故等による保険金詐欺事件に
係る犯罪事実の記載例
- 第 5 章 自転車事故事件に係る犯罪事実の記載例

第1章

過失運転致死傷罪の犯罪事実に係る基本記載項目とその内容

書類一覧

【解説】〔犯罪事実における被疑車両（乗用車）の記載方法について〕

第1節 交差点（の横断歩道）における信号無視・看過による事故

「書類1」 赤信号無視による対自動車事故

「書類2」 黄信号無視による対自転車事故

「書類3」 赤信号看過による対歩行者事故

「書類4」 黄信号看過による対自転車事故

第2節 交通整理の行われている交差点における対自動車事故（信号無視・看過によるものを除く。）

「書類1」 右直事故

「書類2」 ブラインド型右直事故（サンキュー事故）

「書類3」 左折巻き込み事故

第3節 交通整理の行われていない交差点における対自動車事故

「書類1」 一時停止標識無視による事故

「書類2」 一時停止標識看過による事故

「書類3」 一時停止後の安全不確認による事故

「書類4」 一時停止後の車両の動静不注視による事故

「書類5」 一時停止標識のない交差点における事故

第4節 追突事故

「書類1」 停止車両への追突事故

「書類2」 先行車に追従中の追突事故

「書類3」 車間距離不保持による追突事故

第5節 転回時の事故

「書類1」 転回時の事故

第6節 交差点の横断歩道等における対自転車・歩行者事故（信号無視・看過によるものを除く。）

「書類1」 交通整理の行われていない交差点入口（直進方向出口）の自転車横断帯における対自転車事故

「書類2」 右折（左折）方向出口の横断歩道における対歩行者事故

第7節 交差点以外の場所の横断歩道における対自転車・歩行者事故

「書類1」 信号機の設置されている横断歩道における対自転車事故

「書類2」 信号機の設置されていない横断歩道における対歩行者事故

第8節 横断歩道以外の場所における対歩行者事故

「書類1」 進路前方の歩行者との事故

おわりに（第3版の発刊に当たって）

旧版を発刊してから5年以上が経過した。この間、第3版の発刊を求める声は耳に届いてはいたが、私自身が警察庁を退職し、大学教授に転身するなど極めて慌ただしい立場にあったこともあって、なかなか発刊に至らなかった。そうした中、今般、多くの方々の期待に応えて第3版の発刊に至ったことは、喜びに堪えないところである。

振り返ると、第2版の発刊から今回の発刊までの間においても、（名称は都道府県によって異なるが、本書でいう）被害者等人定事項等報告書が各都道府県において導入されるなど、交通事故・事件の一件書類を作成する上での大きな変化があった。そのため、本書においても、被害者等の供述調書において、人定事項等に係る供述を削るなど、大きな修正を余儀なくされたが、こうした変化からも、交通事故・事件の一件書類を作成する上では、常に周囲の情勢に気を配り、学び続けなければならないことをあらためて認識させられた。

私自身は、この春、関東管区警察学校長の職を最後に警察を去ったところであるが、警察官とは、正義を実現する立場にあるとの思いは少しも変わるところがない。否、その思いはますます強まったともいえる。思うに、人々は、日々様々な事故・事件の知らせに接する中で、こうした被疑者は許せない、あるいはこうした事故・事件を二度と起こさせてはならないなどと思うことは多々あると思われる。しかし、だからといって、今の私を含む大半の人は、そのように思うだけで、事態の改善に向けた何らかの手立てが用意されているわけではない。だが、警察官の場合は、そうした被疑者が起こした事件・事故について捜査し、原因を究明すること等によって被疑者に法の裁きを受けさせ、真摯な反省を促し、さらには原因に応じた様々な再発防止策を真っ先に提案することが可能な立場にあるのである。

しかしながら、警察官としてそうしたことを可能にするためには、あくまで捜査を適正に進める能力があることが大前提となる。とりわけ、捜査書類作成能力を欠いているようでは、いわば国民の代表として自信を持って捜査を進め、正義を実現することなど到底覚束ないと考えられるのである。そして、私としては、刑事事件と比べてもはるかに多くの死傷者が発生する交通事故・事件の捜査を担当する警察官には、ぜひ、国民にとって最も身近な正義の実現者となってほしいと願うのである。

大学教授となった私には、学生に対する進路指導という重大な任務も課されることとなる。そしてその際、学生に対し、「警察官とは、国民の代表として事件・事故に対する捜査を進め、社会の正義を実現する仕事である」と自信を持って言い続けることができるよう、多くの方々が本書を手に取り、本書の内容を学ぶことによってその能力を大いに高め、国民の期待に応え続けていくことを、切に願うところである。

令和7年7月

国土舘大学法学部教授
(前関東管区警察学校長)
那 須 修

おわりに（第2版の発刊に当たって）

旧版を刊行してから約2年半が経った。この間、多くの警友諸君の理解を得て、今回、第2版の発刊に至ったことは、喜びに堪えない。

さて、改めてこの機会に考えてみると、交通事故事件捜査には様々な側面があることに気づかされる。当然、司法としての側面があるが、それだけでなく、運転者に対する行政処分的前提となったり、当事者間における損害賠償等民事上の解決の前提となるのである。これによって事故当事者は、一定期間、車を使う仕事ができなくなったり、あるいは事故後の生活が一変することがある。正に、人の人生を左右しかねない重要な問題だといえるであろう。さらに、一つひとつの交通事故事件捜査は、今後の交通安全対策を考える上での前提ともなる。いわば、地域の交通行政全体の在り方を決める第一歩になり得るものといえるのである。

さらに、これらに加え、交通事故事件捜査は、加害者（場合によっては被害者も）に対する交通安全教育の機会にもなるのである。実際、交通事故を起こし、警察の捜査の対象となった者であっても、服役したり、運転免許の取消し・効力の停止の処分を受けたりすることなく、事故後すぐに車のハンドルを握るようなこともあるが、こうした者が運転を再開する直前、実質的に警察として声を掛けることができる最後の機会が取調べの場ということもあるのである。

そのような場合、いかに、当事者に交通事故を反省してもらって、安全な運転を心掛けてもらうか、ということが重要であることは言を俟たないであろう。

そして、その「反省」のためには、どういう事故を起こしたのか、その原因は何であったのかを真摯に振り返ってもらうのは当然のこととして、場合によっては、事故以前の振舞いから反省してもらう必要がある。つまり、事故を起こすまでの間、交通違反を取り締まられても「運が悪かった」としか考えなかった、あるいは「警察にさえ見つからなければいい」という気持ちのまま悪質・危険な運転を繰り返していたようなことはなかったか、そうした気持ちが今回の事故につながったのではないか、などということを振り返ってもらう必要がある場合もあるのである。

その意味で、交通事故事件捜査に従事する警察官は、ある意味、安全運転のための「アドバイザー」であり、「気づかせ屋」でなければならないことがあるのである。

しかし、その重要な役割を担うべき場面において、前科・前歴や違反歴の照会のタイミングが遅れていたらどうなるであろうか、また、「聴取事項が多い基本書式は苦手」などと言っていて、真摯な反省を手助けすることができるだろうか。そもそも書類作成能力のような最も基本的な能力に不安を抱えたまま、自信を持ってアドバイスができるであろうか。

交通事故事件捜査には、上記のような様々な意味がある。そして、必要な能力を身につけ、緻密な捜査を遂行することによって、多面にわたる社会正義の実現や国民生活の安全安心を達成できるのである。

交通事故事件捜査に携わる方々においては、ぜひ、こうした重要な職務に携わることができることを誇りに思い、その職務を全うすることができるよう、本書の内容を吟味し、現場で活用するとともに、本書の内容を念頭に置いて後進に対して指導をしていただければ、編著者としてこれにすぐる喜びはないところである。

令和2年4月

中日本高速道路株式会社東京支社
保全・サービス事業部副部長
那 須 修

おわりに

本書は、編著者が警察大学校交通教養部長であった頃に作成を決意したものである。編著者自身、近年はいかに交通捜査の現場における捜査員の能力を高めるかに心を砕き、「当直責任者も必読！ 警察署における交通捜査ハンドブック」（立花書房、平成27年）等を著すなどしてきたところであったが、警察大学校勤務当時、入校生から、捜査書類の作成に対する苦手意識から交通捜査に対して逃げ腰になってしまう職員がまだ完全になくなったわけではない、との話を聞くにつれ、捜査書類の作成能力の向上というポイントに絞った本を作成することを思い立ったのであった。

しかしながら、編著作業は予想以上に困難なものとなった。それは、一口に交通捜査の書類と言っても、運用の細部に至ると、全国统一基準としては定めきれていない部分もあり、必然的に地域ごとの差が生じていたことが大きな理由であった。また、様式の変更等がしばしばなされることも理由として挙げられるところである。さらに、これは蛇足ともいえるが、編著者自身が作成途中に、中日本高速道路株式会社に出向となり、諸資料の入手が以前ほど容易ではなくなるということもあった。

だが、問題にぶつかるたび、捜査書類の作成に対する苦手意識から交通捜査に対して逃げ腰となってしまう職員や、その対応に苦しむ幹部のためになる本を作る、という原点に回帰し、自らを奮い立たせて作ったのが本書である。その結果、今後、交通事故事件捜査についての知識を深めたいと考えている方々にとって、最適ともいえる内容になったと自負するところである。

何事にも「土台」があるから「発展」がある。その意味で、地域警察官も含めて交通事故事件捜査に携わる方々、あるいはこれから携わろうとしている方々が、本書を手にとって、交通事故事件捜査の「土台」ともいえる捜査書類作成のノウハウを学び、今後、適正な交通事故事件捜査を益々進めていくための一助にいただければ、編著者にとってこれにすぐる喜びはないところである。

ただし、本書を実務に用いる場合の留意点として、他の類書と同様、運用等に係る地域ごとの若干の差異等を全て踏まえることは不可能であるため、必ず、各都道府県の運用の在り方等について確認する必要があることが挙げられる。また、様式の変更の有無等についても、チェック等が求められる旨、申し上げておきたい。

なお、本書の校閲・校正等に当たっては、柏崎簡易裁判所恩田剛判事（元東京地方検察庁検事）に、特にお世話になったほか、千葉県警察本部交通総務課入尾野良和氏、警察大学校交通教養部教授である三嶋純治氏、加納国男氏、元教授である警視庁本部交通部交通執行課長岡部広氏、警視庁蒲田警察署交通課長高橋哲氏、千葉県警察本部交通捜査課斉藤範夫氏、埼玉県警察本部交通企画課市川弘明氏に御協力をいただいたところ、ここに感謝の念を申し上げたい。

また、立花書房出版部の馬場野武部長をはじめとして、同出版部参与の本山進也氏等の真摯な協力なしには、本書は完成しなかったと思われるところ、特に謝意を申し上げたい。

さらに、本書の諸事例における登場人物の名前には、学生時代からの旧友等のほか、亡父・那須秀記、実母・那須久子、義父・神戸泰高、義母・神戸絹子、実姉・藤村昌子、甥・藤村公輝、姪・藤村小町等の身内の名前を用いるなどした。これらの人々にはこれまで、また、日頃から大変お世話になりながら、多忙等もあつてなかなか感謝の念を伝える機会のないところ、この機会に謝意を申し上げたいと思う。

最後に、身重の身で、編著者を支えてくれた妻・こづえ、我がままいっぱいながら、3歳児にして早くも、将来は少なくとも父親を上回るであろうと確信させる才の片鱗を見せる長男・^{はじめ}初、さらには、もうすぐ生まれてくる我が子（次男・^{すぐる}卓と命名予定）に、特別の謝意を申し上げつつ、本書を捧げたいと思う。

平成 29 年 10 月

前警察大学校交通教養部長
那 須 修

那須 修（なす おさむ）

昭和42年東京都に生まれる。府中市立府中第五小学校、桐朋中学・高校を経て東京大学法学部卒業後、平成2年警察庁入庁。大阪府南警察署勤務を振り出しに、秋田県警察本部捜査第二課長、三重県警察本部警備第一課長、ニューヨーク大学留学、国土交通省自動車交通局技術安全部管理課総括課長補佐、秋田県警察本部警務部長、警察庁交通規制課理事官、運転免許課外国人運転者対策官、警察大学校交通教養部長、中日本高速道路株式会社東京支社保全・サービス事業部副部長、香川県警察本部長、関東管区警察学校長を経て、令和7年4月から国士舘大学法学部現代ビジネス法学科教授。平成19年度以降は、首都大学東京・都市教養学部、法政大学法学部、日本大学法学部、早稲田大学法科大学院等において、「刑事学」等の通年又は半年の講義を行う等していた。

（主要著書等）

著書に「実務Q&A 交通警察222問」（東京法令出版、平成29年）、「当直責任者も必読！警察署における交通捜査ハンドブック」（立花書房、平成27年）、「実務のための警察行政法」（立花書房、平成23年）、「実務のための財産犯講座」（立花書房、平成22年）、「新訂 警察実務家による『刑事学』講義ノート」（立花書房、平成22年）等。論文として「警察における交通事故事件捜査員のための物理学テキスト私案」（「大学における物理教育」第17巻第3号、平成23年）等多数。その他学会発表（米国犯罪学会、米国刑事司法科学アカデミー等）等多数。

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタル化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

部内用

交通事故・事件一件書類作成実務必携〔第3版〕

～強制捜査事件から在宅（任意）事件まで～

令和7年10月20日 第1刷発行

編著者 交通事故・事件捜査実務研究会
那 須 修
発行者 橘 茂 雄
発行所 立 花 書 房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成29年12月20日 初版発行

令和2年5月20日 第2版発行

©2025 交通事故・事件捜査実務研究会・那須修 印刷 倉敷印刷・製本 東京美術紙工
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。